

岐阜県公報

第二千六百六号
平成二十六年十二月十二日
(金曜日)

告示

岐阜県告示第六百八十三号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンプロード	2015. 1月号	例 笠倉出版社

2 指定年月日

平成26年12月12日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百八十四号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

目次

告示

○有害図書類の指定

(私学振興・青少年課) 七七二^{ページ}

○救急病院の申出の撤回

(医療整備課) 七七一

○救急病院の認定

(同) 七七二

○介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 七七二

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七七四

○指定介護機関の廃止の届出

(同) 七七五

○解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 七七六

○道路の区域変更

(道路維持課) 七七七

○高山都市計画道路事業の認可

(都市整備課) 七七七

公示

○岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 七七八

○指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 七七八

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 七七九

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 七八〇

○公共測量の実施

(用地課) 七八〇

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 七八一

医療機関名 在所 地 撤回年月日
鶴沼中央クリニック 各務原市鶴沼羽場町三丁目三番 平成二六・一一・三
地の一

岐阜県告示第六百八十五号

次の医療機関を救急病院として平成二十六年十二月三日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 在所 地 有効期限
フェニックス総合クリニック 各務原市鶴沼各務原町六丁目五〇番地 平成二九・一二・二

岐阜県告示第六百八十六号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
株式会社ヒューマンラップ

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

株式会社ヒューマンラップ

多治見市滝呂町二二一
一五三二五

通所介護

デイサービス緑楽宝町

多治見市宝町三三八

平成二六・六・一

株式会社ヒューマンラップ

多治見市滝呂町二二一
一五三二五

通所介護

デイサービス緑楽宝町

多治見市宝町三三八

同

社会福祉法人浩養会

多治見市京町六一三
一二

短期入所生活介護

ショートステイ浩養園

多治見市京町六一三
一二

同

社会福祉法人浩養会

多治見市京町六一三
一二

介護予防短期入所生活介護

ショートステイ浩養園

多治見市京町六一三
一二

同

たんぼば薬局株式会社

岐阜市若宮町九一六

居宅療養管理指導

たんぼば薬局 新笠松店

羽島郡笠松町田代二七
九一二

同

たんぼば薬局株式会社

岐阜市若宮町九一六

介護予防居宅療養管理指導

たんぼば薬局 新笠松店

羽島郡笠松町田代二七
九一二

同

株式会社笑顔いちばん

各務原市那加雄飛ヶ丘
町一七一四六

訪問看護

訪問看護ステーション笑顔いちばん

各務原市那加雄飛ヶ丘
町一八一八

同

株式会社笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 町一七―四六	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーション笑顔 いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 町一八―八	同
株式会社トーカイメディカ ル	愛知県春日井市中央台 七―九―二	居宅療養 管理指導	トーカイ薬局 各務原中央 店	各務原市那加桜町三一 二八二	同
株式会社トーカイメディカ ル	愛知県春日井市中央台 七―九―二	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局 各務原中央 店	各務原市那加桜町三一 二八二	同
社会福祉法人和光会	岐阜市寺田七―九五	居宅介護 支援事業	ケアプランセンター北方	本巣郡北方町柱本南三 ―八第二コーポウスイ 北二〇一	同
株式会社悠清会	各務原市川島松倉町二 三七〇―三三二	通所介護	こもれびりハビリ型デイサ ービス	各務原市川島松倉町二 三七〇―三三二	同
株式会社悠清会	各務原市川島松倉町二 三七〇―三三二	介護予防 通所介護	こもれびりハビリ型デイサ ービス	各務原市川島松倉町二 三七〇―三三二	同
フジケアサービス合同会社	愛知県名古屋市中千種区 下方町五―六六	通所介護	アクアデイサービス美乃坂 本	中津川市千旦林一三八 六―一六八	同
フジケアサービス合同会社	愛知県名古屋市中千種区 下方町五―六六	介護予防 通所介護	アクアデイサービス美乃坂 本	中津川市千旦林一三八 六―一六八	同
医療法人梶の木会	可児市河合二三四〇― 一	通所リハ ビリテー ション	梶の木内科医院	可児市河合二三四二― 三	同
医療法人梶の木会	可児市河合二三四〇― 一	介護予防 通所リハ ビリテー ション	梶の木内科医院	可児市河合二三四二― 三	同
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二―二―二	居宅療養 管理指導	アイセイ薬局 下呂店	下呂市森字上ヶ平二三 三一―三	同
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二―二―二	介護予防 居宅療養 管理指導	アイセイ薬局 下呂店	下呂市森字上ヶ平二三 三一―三	同
株式会社セイヨウトレーデ ィング	岐阜市日置江七―七― 一〇	居宅療養 管理指導	エース薬局 広見店	可児市広見光山前八四 七―一〇	同
株式会社MHS L	飛騨市古川町高野三三三 六―一	通所介護	こうじょうデイサービス	高山市国府町八日町四 〇―二	同
株式会社MHS L	飛騨市古川町高野三三三 六―一	介護予防 通所介護	こうじょうデイサービス	高山市国府町八日町四 〇―二	同
株式会社MHS L	飛騨市古川町高野三三三 六―一	介護予防 通所介護	こうじょうデイサービス	高山市国府町八日町四 〇―二	同

社会福祉法人 恵母の会	海津市平田町野寺一九〇二一	介護予防小規模多機能型居宅介護	華	海津市平田町野寺一〇九二一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	居宅療養管理指導	スギ薬局 土岐店	土岐市土岐口南町二一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 土岐店	土岐市土岐口南町二一	同
一般社団法人羽島市医師会	羽島市江吉良町一九九七	居宅介護支援事業	羽島市医師会介護支援センター	羽島市竹鼻町狐穴川口七一九	同
社会福祉法人はしま	羽島市小瀬町二七五〇	介護予防通所介護	羽島市北部デイサービスセンター	羽島市足近町七一〇七	同
株式会社一休	安八郡輪之内町楡俣四八四	通所介護	デイサービス一休	安八郡輪之内町楡俣四八四	同
株式会社一休	安八郡輪之内町楡俣四八四	介護予防通所介護	デイサービス一休	安八郡輪之内町楡俣四八四	同

岐阜県告示第六百八十七号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定介護機関の名称等に変更があった旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県厚生農業協同組合連合会

岐阜市宇佐南四一三

訪問看護

訪問看護ステーションようろう

新 養老郡養老町押越 九八六
旧 養老郡養老町柏尾 四六三

平成三三・一〇・一

有限会社 聖心堂

大垣市見取町四―五
一〇〇七号

通所介護

新 デイサービスハピネス
クラブ
旧 ハピネスクラブ羽島

新 羽島市江吉良町九
〇九
旧 羽島市江吉良町二
三一

平成二六・五・七

有限会社 聖心堂

大垣市見取町四―五
一〇〇七号

介護予防
通所介護

新 デイサービスハピネス
クラブ
旧 ハピネスクラブ羽島

新 羽島市江吉良町九
〇九
旧 羽島市江吉良町二
三一

同

株式会社新生メディカル

岐阜市橋本町二―五二

訪問介護

株式会社新生メディカル大
垣南営業所

新 大垣市南瀬町一―
九八一―リトルシャ
トー三
旧 大垣市林町七―七
七一―一

平成二六・六・一

株式会社新生メディカル

岐阜市橋本町二―五二

介護予防
訪問介護

株式会社新生メディカル大
垣南営業所

新 大垣市南瀬町一―
九八一―リトルシャ
トー三
旧 大垣市林町七―七
七一―一

同

岐阜県告示第六百八十八号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃止年月日

関 市 長

関市若草通三―一

地域包括
支援セン
ター

関市中央地域包括支援セン
ター

関市若草通二―一

平成二六・三・三一

尾 崎 医 院

恵那市明智町九七四―
三

訪問看護

尾 崎 医 院

恵那市明智町九七四―
三

平成二六・四・一

尾崎医院	三 恵那市明智町九七四一	訪問リハビリテーション	尾崎医院	三 恵那市明智町九七四一	同
尾崎医院	三 恵那市明智町九七四一	居宅療養管理指導	尾崎医院	三 恵那市明智町九七四一	同
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四一〇一四	訪問看護	新生メディカル訪問看護ステーション	高山市下岡本町二九八二一〇	同
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四一〇一四	介護予防訪問看護	新生メディカル訪問看護ステーション	高山市下岡本町二九八二一〇	同
有限会社白鷺メディカル	下呂市幸田一九〇一	居宅療養管理指導	アイセイ薬局	下呂市幸田一九〇一	平成二六・五・一
フジ・ライフサービス株式会社	愛知県名古屋市中区新栄二一四F	訪問介護	あおばヘルパーステーション	多治見市弁天町二一F	同
フジ・ライフサービス株式会社	愛知県名古屋市中区新栄二一四F	介護予防訪問介護	あおばヘルパーステーション	多治見市弁天町二一F	同
フジ・ライフサービス株式会社	愛知県名古屋市中区新栄二一四F	居宅介護支援事業	あおばケアプランセンター	多治見市弁天町二一F	同
医療法人和光会	岐阜市東金宝町一一二	居宅介護支援事業	ケアプランセンター北方	本巣郡北方町柱本南三北二〇一	平成二六・五・三一

岐阜県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

解除予定保安林の所在場所

中津川市蛭川字新田五二七二の二、五二八一の一（次の図に示す部分に限る。）、五

二八一の二から五二八一の四まで
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市金戸町字向鍛冶屋三九〇三の二三五、三九〇三の九九七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
養老線		同郡同町同字中村		養老郡養老町下笠字中島		後		前		後		
		一・二・九番一地先まで		四・四・九番一地先から		一・〇・七〇		一・〇・三〇		一・六〇・〇		

岐阜県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道 二百五十六号						道路の種類	
路線名						区間	
郡上市和良町安郷野字坊ケサレ四七九番四地先から		同市同町同字同四八〇番二〇地先まで		郡上市和良町安郷野字坊ケサレ四八〇番二〇地先から		区域変更前後	
後	前	後	前	後	前	敷地の幅員（メートル）	
一〇・五 三三・〇	九・八 二〇・五	三・六 三三・八	九・八 三三・〇	一五・〇 三六・四	九・〇 三三・四	延（メートル）	
六三・八	七〇・八	四四・四	五九・九	五〇・〇	六四・四	備考	
B A 係図は及 す表示面 地の敷 分をい う。							

岐阜県告示第六百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計

画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

高山都市計画道路事業 三・五・二十三号高山駅東口線 三・四・六号花里牧ヶ洞線

三 事業施行期間

平成二十六年十二月十二日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県高山市花里町四丁目 五丁目及び昭和町一丁目地内

使用の部分 なし

公 示

○岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成27年1月5日(月)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課ネットワーク・システム係
電話 058-272-1111 (内線2277)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成26年12月12日(金)から平成26年12月22日(月)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Construction, maintenance, and administration of the Gifu Prefectural website

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 12 December 2014 through 22 December 2014 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 5 January 2015

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 5 January 2015.)

(4) For further information, please contact:

Network and System Section, Information Policy Planning Division,
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2277

○県定自営企業医療機関の指定

岐阜県の日赤会及び社会福祉協議会並びに愛媛県の日赤会及び社会福祉協議会(平成十七年法律第百

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
こころの発達キッズクリニック	各務原市蘇原六軒町二の二四	小児科	精神通院	平成二六・三・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ピノキオ薬局 忠節店	岐阜市島栄町三丁目二番一	精神通院	平成二六・三・一
中部薬品 恵那東野薬局	恵那市東野字浜井場二〇一七の七	同	同
中部薬品 中津茄子川薬局	中津川市茄子川字中畑一五一の一六七	同	同
アイセイ薬局 本巢店	本巢市早野字一本松六五三番二	同	同
マツバラ薬局 土岐口店	土岐市土岐口南町四の七〇	同	同
アイセイ薬局 おおくて店	瑞浪市大湫町一三の五四	同	同
アイランド薬局 穂積店	瑞穂市牛牧八一六の五	同	同
かわむら薬局	羽島市福寿町浅平三の三二の六	同	同
しょうなん調剤薬局 やぶた店	岐阜市藪田南三の六の八	同	同

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年十二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称
イオンビッグ株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ザ・ビッグエクストラ岐阜山県店
山県市大字高木字戸羽一三五五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年七月二十九日

五 店舗面積

七、一四二平方メートル

六 駐車場の収容台数

四五一台

七 荷さばき施設の面積

一一九平方メートル

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年十二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十二月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ山県高富店

山県市大字高富字米野三三五〇番二 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年七月十六日

五 店舗面積

一、四〇〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七台

七 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年十二月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー鳥屋場橋西店

可児市下恵土字古川一九三〇番一 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・公安委員会と協議し、出入りにおける安全に十分配慮した計画としてください。
極力、開発区域南側の市道六十二号線への出口において左折アウトを誘導するように願います。

（届出事項 新設）

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方公務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方公務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成二十六年十二月一日から

同 二十七年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市琴塚一丁目、三丁目及び四丁目

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から

同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市古川町黒内の一部（黒内（Ⅲ））

三 調査を行った期間

平成二十二年年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市古川町黒内の一部（黒内（Ⅳ））

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市宮川町打保の一部（打保（X））

三 調査を行った期間
平成二十二年 度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛騨市（宮川町打保の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（宮川町打保の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十六年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
飛騨市

二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市神岡町吉田の一部（吉田（V））

三 調査を行った期間
平成二十二年 度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十六年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
飛騨市

二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市神岡町吉田の一部（吉田（VI））

三 調査を行った期間
平成二十二年 度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十六年十二月十二日

平成二十六年十二月十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県

発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三十一 岐阜文芸社